

平成 1 8 事業年度事業報告書

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づいて、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

(2) 業務内容

① 農業者年金事業

ア 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用、給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

イ 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の制度をいう。以下同じ。）の給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金（特例脱退一時金を含む。）、死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

② 農地等の借受け及び貸付け等

ア 旧制度の経営移譲年金の受給要件である経営移譲を円滑に進めるため、適格な経営移譲の相手方を見つけられない者の農地等を基金が借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務

イ 経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等に売り渡したときの割賦売渡債権及び経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等が経営移譲希望者の農地等を買入れるのに必要な資金を貸し付けたときの貸付金債権等に係る管理業務

2 事務所の所在地

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号

3 資本金

有していない。

4 役員 の 状 況

[定数：理事長 1 名、理事 2 名以内、監事 2 名]

役 職 名	氏 名	任 期
理 事 長	西 藤 久 三	15年10月1日から18年9月25日まで
理 事 長	中 川 坦	18年9月26日から19年9月30日まで
理 事	黒 木 幾 雄	18年1月20日から19年9月30日まで
理 事	山 田 豊	17年10月1日から19年9月30日まで
監 事	成 嶋 健 次	15年10月1日から17年9月30日まで 17年10月1日から19年9月30日まで
監 事(非常勤)	松 田 竣 司	15年10月1日から17年9月30日まで 17年10月1日から19年9月30日まで

5 常勤職員数

定 数 83名

6 法人の沿革

- (1) 昭和45年 5 月 農業者年金基金法公布
- (2) 昭和45年10月 農業者年金基金設立
- (3) 昭和46年 1 月 農業者年金業務開始
- (4) 昭和51年 1 月 年金の給付開始
- (5) 平成14年 1 月 従来の賦課方式による年金を積立方式による年金に抜本改正
(旧制度の経営移譲年金、農業者老齢年金等の給付業務等については、経過措置として実施。)
- (6) 平成14年12月 独立行政法人農業者年金基金法公布
- (7) 平成15年10月 独立行政法人に移行

7 根拠法

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）

8 主務大臣

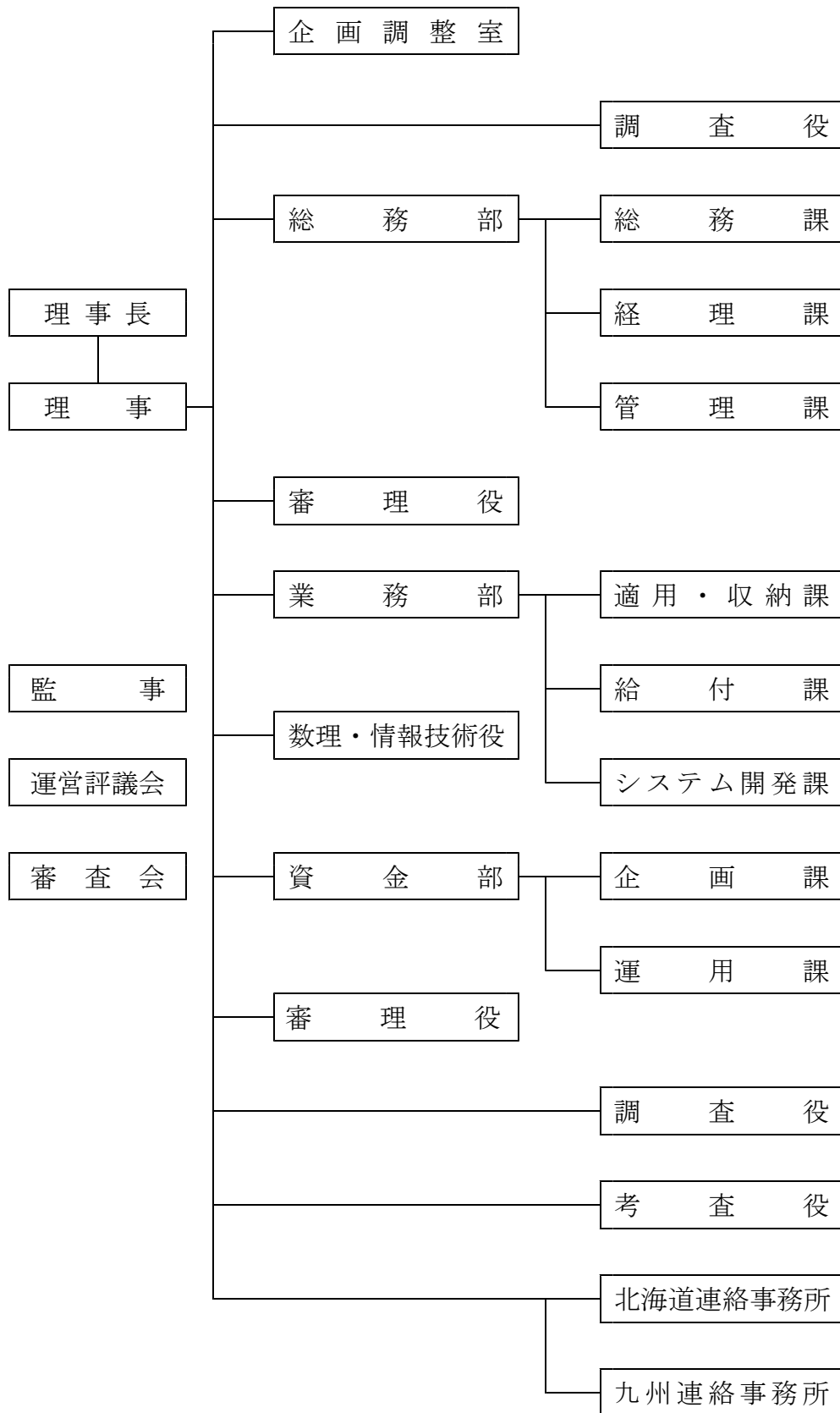
農林水産大臣

〔ただし、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第1項1号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣〕

9 年度計画に定めた項目ごとの実績

[別 添]

10 法人の組織図



独立行政法人農業者年金基金 平成18年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書																														
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																														
<p>1 運営経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。 なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。 (2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、人件費について5%以上の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比2.3%抑制します。 事業費については、新たに実施する電子情報提供システム等を行うために繰越分も活用したうえで、前年度同額以下に抑制します。 (2) 人件費について前年度比1%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、 ① 役職員の給与の引下げ（新旧俸給月額</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、前年度比2.3%の抑制を達成した。 事業費については、電子情報提供システムの一般競争入札の実施等により経費を節減し、前年度同額以下の抑制を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度予算</th> <th>18年度予算</th> <th>抑制率</th> <th>18年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,484,448</td> <td>1,449,934</td> <td>△2.3%</td> <td>1,335,946</td> <td>△10.0%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,897,425</td> <td>2,897,425</td> <td>0.0%</td> <td>2,702,353</td> <td>△6.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>18年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,377,700</td> <td>1,335,946</td> <td>△3.0%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,789,128</td> <td>2,702,353</td> <td>△3.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費については、前年度比1.8%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年度において、以下の措置を講じた。 ① 役員については、本俸月額を1.4%引下げ、この引下げに伴う差額は支給しなかった（平成18年度から毎年度段階的に本俸月額を引き下げ、平成22年度までの5年間において平均6.7%の引下げを行う。）。 ② 職員については、俸給月額を1%の引下げ、この引下げに伴う差額は支給しなかった（平成18年度から毎年度段階的に俸給月額を引き下げ、平成22年度までの5年間</p>		17年度予算	18年度予算	抑制率	18年度実績	抑制率	一般管理費	1,484,448	1,449,934	△2.3%	1,335,946	△10.0%	事業費	2,897,425	2,897,425	0.0%	2,702,353	△6.7%		17年度実績	18年度実績	抑制率	一般管理費	1,377,700	1,335,946	△3.0%	事業費	2,789,128	2,702,353	△3.1%
	17年度予算	18年度予算	抑制率	18年度実績	抑制率																												
一般管理費	1,484,448	1,449,934	△2.3%	1,335,946	△10.0%																												
事業費	2,897,425	2,897,425	0.0%	2,702,353	△6.7%																												
	17年度実績	18年度実績	抑制率																														
一般管理費	1,377,700	1,335,946	△3.0%																														
事業費	2,789,128	2,702,353	△3.1%																														

なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで（平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

の差額は支給しない。）
② きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸の4分割等を行います。

において平均4.8%の引下げを行う。）。
③ きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸の4分割を行うとともに、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分（5段階）を設けることにより、職員の実績が適切に反映される昇給制度を導入した。

さらに、平成19年1月から給与水準の適正化及び人件費削減のため、平成18年度に国家公務員の月例給の改定はなかったが、

- ① 役員の本俸月額0.6%の引下げ
- ② 職員の俸給月額1%の引下げ
- ③ 部長・課長職の管理職手当の支給割合の1%引下げを行った。

（単位：千円）

	17年度実績	18年度実績	削減率
人件費	754,840	741,527	△1.8%

2 業務運営の効率化
事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。

2 業務運営の効率化
(1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。

(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。

2 業務運営の効率化
(1) 様式の改善
申出者等の手続き上の負担等を極力軽減する観点から、平成19年1月より裁定が始まる特例付加年金裁定請求書等の様式を定め、手続きが円滑に行えるようにします。

(2) 電算システムの開発・整備
① 特例付加年金の裁定事務に係るシステム開発を行い、その運用を開始します。
② 電子情報提供システム（被保険者名簿等照会システム、申出書作成支援システム及び年金額試算システム）の開発を行い、その運用を開始

2 業務運営の効率化
(1) 様式の改善
新たに裁定が始まる特例付加年金について、裁定請求書等の様式を定めるとともに、平成18年9月20日に都道府県段階における受託機関の担当者に対する研修を行い、更に、10月の都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象としたブロック会議においても様式の周知を図るなど、手続きが円滑に行えるようにした。

(2) 電算システムの開発・整備
① 新たに開始される特例付加年金の裁定事務等に対応できるようにするため、基幹業務記録システムに機能追加のシステム開発を行い、平成19年1月より、その運用を開始した。
② 電子情報提供システムについては、システム構築要件（ネットワーク構成及び電子認証関係等）、システム運用要件（運用体制及びセキュリティ等）に基づいてシステム開発を行うとともに運用マニュアルを作成した。
また、被保険者・受給権者検索システム（被保険者名簿等照会システム）及び年金額・死亡一時金試算システム（年金額試算システム）を平成18年12月より、申出書・連絡票

	<p>(3) 申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>します。</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、②の運用開始に伴う見直しを行います。</p>	<p>作成支援システム（申出書作成支援システム）を平成19年3月より、その運用を開始した。</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーの実施状況の評価のため、外部機関による監査を実施した。</p> <p>また、電子情報提供システムの運用を開始したことにより、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程細則」を改正し、当該システムを情報セキュリティポリシーの対象とした。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p> <p>中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) 組織の見直しについては、平成15年度中には、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。</p> <p>また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。</p> <p>(2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までに82人とする。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>常勤職員数を1名削減し、83人とします。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>常勤職員数については、1名削減し、83人とした。</p>

4 業務運営能力の向上等
職員及び業務受託機関の
農業者年金担当者の業務運
営能力の向上を図るととも
に、業務が適正かつ円滑に
行われるよう、中期計画に
定めるところにより研修等
を実施する。

4 業務運営能力の向上等
(1) 農業者年金基金職員
農業者年金基金職員
のうち新任職員につい
ては、年金業務全般に
ついての知識の修得を
図るため、初任者研修
を毎年度4月及び10月
の2回（過去の実績：
毎年度1回）実施する。
また、年金資産の運用、
経営移譲及び経営継承
の方法等の専門的知識
を必要とする業務に携
わる職員については、
それぞれの分野に特化
した専門研修を実施す
る。その際、必要に応
じて民間の機関が主催
する研修を活用する。

(2) 業務受託機関担当者
業務受託機関担当者
については、円滑な業

4 業務運営能力の向上等
(1) 農業者年金基金職員
4月及び10月に、新
任職員を対象として、
農業者年金業務全般に
ついての知識の習得を
図るため初任者研修を
実施するとともに、年
金資産の運用、経営移
譲及び経営継承の方法
等の専門分野に特化し
た専門研修を実施しま
す。
また、年金資産の運
用に携わる職員につい
ては、民間の機関が主
催する研修に参加させ
ます。

(2) 業務受託機関担当者

4 業務運営能力の向上等
(1) 農業者年金基金職員
① 新任職員を対象とする研修
4月及び11月に、農業者年金制度、中期計画、適用・給
付業務の内容等に関する研修を実施した。
・対象職員 22名全員参加
② 専門分野研修
ア 年金資産の運用関係
資産運用の専門家を講師として7月から12月にかけて
資金運用に関する研修を実施した。
・参加者 延べ127名
イ 経営移譲及び経営継承関係
平成19年3月に経営継承の方法等に関する専門研修と
して「経営継承と税制について」をテーマに研修を実施
した。
・参加者 37名
③ 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修
への参加
年金資産の運用に携わる職員について、6月から8月、
8月から10月及び2月から3月の間、債権・株式・ポート
フォリオ理論等に関する民間機関の通信教育を3名受講さ
せた。また、5月から7月の間、企業年金・退職金に関す
る民間講座の通信教育を1名、金利・為替・株価に関する
民間講座の通信教育を1名受講させた。さらに、11月に民
間機関の主催する年金の運用管理体制等に関する研修を2
名受講させた。
④ その他
電算システムの開発に携わる職員について、8月に民間
のシステムアドミニストレータに関する基礎的な研修を2
名受講させた。
また、独立行政法人の業務評価に携わる職員について、
8月から9月にかけて総務省主催の評価・監査業務の基本
理念等に関する研修を2名、12月に総務省主催の評価業務
等遂行に必要な知識・技能の向上に資する研修を2名受講
させた。
更に、個人情報保護に携わる職員について、11月に個人
情報保護法制に係る研修を1名受講させた。
(2) 業務受託機関担当者

務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。

① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びＪＡ中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びＪＡ中央会）

ア ５月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、18年度に取り組むべき重点事項の説明や事務処理手続きの変更事項等、新たに周知すべき事項を内容とする担当者会議を開催し、当該内容が市町村段階の業務受託機関までの確に周知されるようにします。

イ ６月に、市町村段階の業務受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階における業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とする新任担当者研修会を開催します。

① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びＪＡ中央会）

ア ５月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成18年度に取り組むべき、

- 年度計画及び業務実施重点事項
- 加入推進について
- 適用・給付関係事務
- 電子情報提供システムの整備について

等を内容とする担当者会議を開催した。

・参加者218名

また、１月に、同担当者等を対象者として、「加入者10万人早期達成3カ年計画」の数値目標の設定と具体的な実現方策について会議を開催した。

・参加者122名

イ ６月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、

- 農業者年金制度概論
- 加入推進の意義と具体的な取組事例
- 年金資産の運用と付利の仕組み
- 年金給付
- 「農業者と公的年金制度」及び「新農業者年金制度の評価」

等を内容とする新任担当者研修会を開催した。

・参加者45名

また、９月に、都道府県段階の業務受託機関の担当者及び相談員を対象として、平成19年１月より裁定が始まる特例付加年金に関して手続きが円滑に行えるよう研修会を開催した。

・参加者134名

更に、11月に、都道府県段階の業務受託機関の担当者及び相談員を対象として、農業者年金の加入対象者及び加入者からの資金運用に関する照会についての的確に対応できる

	<p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。</p>	<p>ウ 10月に、5月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA） 都道府県業務受託機関が実施する市町村段階における業務受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。</p>	<p>よう研修会を開催した。 ・参加者84名</p> <p>ウ 10月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、 ○加入推進について ○年金業務について ○年金資産の運用状況について 等を内容とする担当者会議を開催した。 ・参加者206名</p> <p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA） 都道府県段階の業務受託機関に対して、5月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。 ・派遣依頼件数 148件 ・派遣件数 148件 ・派遣人数 204名</p>
<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 9月に業務の運営状況及び平成17年度計画実績等、3月に業務の運営状</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、平成17年度業務実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成19年度計画、年金資産の運用状況等を議</p>

<p>を求め、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導について</p> <p>① 要件審査等の遂行状況、</p> <p>② 加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県（平成14年度実績14道府県）において計画的に実施する。</p>	<p>況及び平成19年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関について考査指導を行います。</p>	<p>題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、</p> <p>① 各都道府県農政事務所へ制度PRの協力要請</p> <p>② 全国担い手育成総合支援協議会主催の担当者会議での説明</p> <p>③ 農業共済組織等と連携した制度PRと加入推進活動の協力要請（39回）</p> <p>④ 新制度に未加入の旧制度待期者及び特例脱退一時金受給者に制度の内容と加入を呼びかけるダイレクトメールの送付（9,728名）を行った。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関を対象に考査指導を実施した。</p> <p>○ 考査指導実施市町村該当都道府県 北海道、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込ま</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。また、5月と11月に</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、5月及び11月に両記録の突合を実施した。その後、不整合となっている該当者リストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った なお、5月突合時に不整合であった者4,443名のうち、11</p>

れる者に対し、当該変更
に即した申出書等の速や
かな提出を働きかける。

業務受託機関に不整
合記録の情報を提供
し、被保険者等に対
し必要な申出書等の
提出を遅滞なく行う
よう働きかけます。

- ② 業務受託機関に対し
て政策支援加入者の
特例保険料に係る資
格の喪失等が予め見
込まれる者の情報を
提供し、特例保険料
の資格喪失が生じた
場合には、必要な申
出書等の提出を遅滞
なく行うよう働きか
けます。

- (2) 申出書等の迅速な処理
① 標準処理期間を定め
た申出書等の97%以上
を期間内で処理するた
め、基金に届いた申出
書等の電算処理の委託
を迅速に行います。
また、不備が発見さ
れた申出書等について
は、補正等が早急に行
われるよう業務受託機
関へ迅速な返戻等を行
い、返戻件数が減少す
るよう指導します。

月にも不整合であった者は1,282名減少し、3,161名とな
った。

(単位：人、%)

	5月	11月
対象者数	81,025	81,755
不整合者数	4,443	4,117
うち5月不整合者	—	3,161
減少率	—	28.9%

- ② 政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予
め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者
から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務
受託機関を通じて働きかけを行った。

リスト作成者：6,054人

リストを送付した業務受託機関：2,079農委

○月別実績 (単位：人、団体)

月	18/4	5	6	7	8	9	10
対象者数	348	566	2,103	476	315	686	258
対象団体数	151	186	323	174	160	295	137

月	11	12	19/1	2	3	合計
対象者数	240	217	404	268	173	6,054
対象団体数	113	136	180	126	98	2,079

- (2) 申出書等の迅速な処理

- ① 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、
平成18年8月処理分が97.6%、平成19年2月処理分が98.4
%であった。

審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則と
して審査した翌日には該当受託機関に返戻した。

また、返戻件数を減少させる方策として、裁定請求書を
提出する際に記載内容や添付書類に漏れがないかを最終
的に確認するため、新たに特例付加年金裁定請求書等につ
いてもチェックシートを作成し、業務受託機関に配布・指
導した。

2 手続きの迅速化等

農業者年金の被保険者の
資格に関する決定、年金給
付及び死亡一時金に係る受
給権の裁定、農業者年金被
保険者証及び農業者年金証
書の再交付等の事務を迅速
に処理するため、各申出等
ごとの具体的な処理の期間
を定め、公表した上で、処
理を行う。また、その処理
状況について、毎年度、定
期的に公表する。

- (2) 申出書等の迅速な処理
提出された申出書等
については、極力迅速
に処理を行う。
また、申出書等を受
け付けてから当該申出
等に対する処分をする
までに通常要すべき標
準的な期間を次のよう
に定め、当該標準的な
期間を定めた申出書等
については、その97%
(過去の実績値)以上
を当該期間内に処理す

ることとし、その結果について、毎年度公表する。

・加入申出書

60日以内

・カラ期間該当申出書

60日以内

・被保険者証再交付申請書

60日以内

・保険料額変更申出書

60日以内

・年金・一時金裁定請求書

90日以内

② 申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるようにします。

○処理月別標準処理期間内処理割合（単位:件、%）

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
H18. 8	1,511	1,474	97.6
H19. 2	3,485	3,428	98.4
計	4,996	4,902	98.1

② 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成18年8月分の結果を平成18年9月28日に、平成19年2月分の結果を平成19年3月30日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、今後、申出書等の処理に当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。

3 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

(2) 資金運用委員会（役員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。

(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用

年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。

① 被保険者ポートフォリオ

基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。

② 受給権者ポートフォリオ

基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。

③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ

基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。

④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ

基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。

(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析

資金運用委員会を平成18年5月16日、7月31日、10月31日

	<p>家により構成される組織をいう。以下同じ。)を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合(政策アセットミクス)の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対し、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>及び平成19年1月31日に開催し、それぞれ、平成17年度、平成18年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p> <p>また、平成19年3月16日に資金運用委員会を開催し、基本方針の見直しについての検討に着手した。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合の検証 政策アセットミクスについては、平成18年5月16日の資金運用委員会における検証の結果、策定時の諸条件に構造的な変化はみられず、現行政策アセットミクスを維持することとした。</p> <p>(4) 運用成績等の情報提供 平成17年度、平成18年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成18年6月27日(5月30日に速報版公開)、8月1日、11月1日及び平成19年1月31日にホームページで公開した。</p> <p>また、加入者に対して、その者に係る平成17年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成18年6月27日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>
<p>4 制度の普及推進 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 業務受託機関が行う加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動を推進します。</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 業務受託機関及び基金の取組 ① 業務受託機関における取組 都道府県段階の受託機関においては、基金が定めた実施要領に基づき、加入推進活動計画に基づく加入推進特別対策を実施した。</p> <p>市町村段階の業務受託機関においては、加入対象者名簿の作成及び更新を行い、制度を周知すべき対象者を明確にするとともに、その中から政策支援対象者など重点対象者を定めて、研修会、巡回相談会及び戸別訪問等を通じた制度の周知・普及活動を行った。</p> <p>② 基金における取組 ①の取組を推進するため、年度当初に「政策支援対象者を重点とした制度の周知」等を内容とした「平成18年度独立行政法人農業者年金基金業務実施重点事項」を定め、それを踏まえた取組方針「平成18年度農業者年金加入推進について」を、5月に都道府県段階の業務受託機関へ通知し、周知活動の徹底と市町村段階の業務受託機関への支援・協</p>

力を要請した。

さらに、10月に全国6か所で開催したブロック会議において、都道府県段階の業務受託機関の担当者と各受託機関の活動状況及び今後の取組について意見交換し、さらなる制度の周知に向けた推進活動を要請した。

また、

ア 新制度に未加入の旧制度待期者及び特例脱退一時金受給者を対象に、加入を呼びかけるダイレクトメールの送付（9,728人）

イ 制度の普及・定着に向けて、加入推進の実践的な活動事例を広く周知するための優良加入推進活動に対する顕彰の実施（25機関）

ウ 制度のイメージアップのための愛称及びキャッチフレーズの制定

エ 農業共済組織や普及組織等に対し、各種制度と連携した制度PRと加入推進活動の協力要請

オ 新規就農希望者を対象としたイベントでの相談コーナー設置等による制度PR

カ 全国農業担い手サミット、「農山漁村女性の日」記念行事、女性農業者リーダー全国会議等でのパンフレット配布等による制度PR

キ 農業関係誌等への制度PRの掲載

等を行った。

③ 3カ年計画の策定

平成21年度までに加入者10万人を達成するため、全国段階の業務受託機関等と連携しつつ、平成19年度からの「加入者10万人早期達成3カ年計画」を策定した。

○年度別新規加入者数（単位：人）

	17年度	18年度	対前年比
新規加入者数	1,653	2,296	138.9%

(参考)

○ 新規加入者を含む加入者等1人当たりを使用している業務委託費

	17年度	18年度
業務委託費(千円)	2,312,005	2,273,629
うち制度普及活動費(千円)	428,242	425,268
旧制度受給権者(人)	675,768	652,352
旧制度待期者(人)	107,715	90,427
新制度加入者累計(人)	81,713	83,972
計(人)	865,196	826,751
1人当たりの委託費(円)	2,672	2,750

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件（過去2カ年の平均）以上のアクセス件数となるようにする。

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成します。

(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、

① 新たに交付する被保険者証に保険料納付の重要性を記載

② 6月に「平成17年度運用（付利）結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付します。

(4) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々に分かり易いホームページとするとともに、業務受託機関にとって使い易くするために、

① 内容の見直し

② 毎月更新することによる最新の情報の提供を行うことにより、アクセス件数が前年度以上と

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成・配布した。

（作成・配布した広報資料）

・ 未来の自分のための農業者年金（チラシ）

・ 農業に従事する方ならどなたでも加入できます（リーフレット）

・ 認定農業者の皆様へ（リーフレット）

・ 家族経営協定を結ぶパートナー、後継者のみなさまへ（リーフレット）

・ 国が支える。安心が大きくなる担い手積立年金（ビデオ・DVD）

・ 国が支える。安心が大きくなる担い手積立年金（ミニのぼり旗）

(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、

① 新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。

（参考）

・ 18年度被保険者証の交付実績：2,372名

② 18年3月末の加入者80,968名に対して18年6月に「平成17年度運用（付利）結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。

(4) ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かり易いホームページとするため、閲覧者が必要な情報を容易に検索できるように、掲載情報のカテゴリの整理等を内容としたリニューアルを行った。

・ 更新項目数：159回

・ アクセス件数：136,264件（前年度102,347件）

・ リニューアル：平成19年3月29日

なるようにします。

○月別更新項目数及びアクセス件数

月	4	5	6	7	8	9
更新項目数	28	14	13	7	8	8
アクセス件数	9,840	10,766	13,682	10,289	11,021	9,959
月	10	11	12	1	2	3
更新項目数	15	10	11	11	14	20
アクセス件数	11,112	11,365	12,335	11,549	11,964	12,382

第4 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資するものとする。

第3 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、担保物件の確認調査等を踏まえ、農地等担保物件の評価の見直しを行います。
また、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。

第3 財務内容の改善に関する事項

- 担保物件の確認、評価見直し
融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、すべて評価の見直しを行った。
- 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収
すべての貸付金債権について、平成17年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務委託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、低利かつ市中金利情勢等を反映した借入れとするため、金利競争入札による極力有利な条件での借入れを行った。

（単位：百万円）

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限
H19.2.8	みずほコーポレート銀行	19,700	1.377%	H24.2.6

・借入時点の長期プライムレート 19年2月 2.30%

第4 予算（人件費の見積りを
含む。）、収支計画及び資金
計画

略

第4 予算（人件費の見積りを
含む。）、収支計画及び資金
計画

略

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
一般管理費及び事業費について、人件費の削減計画の着実な実
施等により経費を節減した。

○一般管理費及び事業費の実績（単位：千円）

	17年度実績	18年度実績	増減率
一般管理費	1,377,700	1,335,946	△3.0%
連絡事務所	59,014	56,751	△3.8%
事業費	2,789,128	2,702,353	△3.1%
委託費	2,560,438	2,333,306	△8.9%

（参考）

（単位：千円）

	17年度実績	18年度実績	増減率
経常費用	4,192,187	4,071,377	△2.9%
委託費	2,560,438	2,333,306	△8.9%
連絡事務所経費	59,014	56,751	△3.8%

（注）1 経常費用に年金給付費等は含まない

2 連絡事務所経費は支出ベースである

1 連絡事務所

○一般管理費の推移（単位：千円）

連絡事務所名	人件費	その他一般管理費	一般管理費計	
北海道	H17	29,742	4,831	34,573
	H18	28,313	4,844	33,157
九州	H17	22,037	2,405	24,442
	H18	21,326	2,269	23,594
計	H17	51,779	7,235	59,014
	H18	49,638	7,113	56,751

○ 主な業務実績

業務名	北海道	九州
行政機関及び受託機関等との連絡調整	86回 年金事務の指導関係 研修に関すること等	300回 年金事務の指導関係 加入推進等
業務受託機関からの相談等(事務指導)	3,742回 経営移譲関係 資格関係等	4,288回 支給停止関係 経営移譲関係等

連絡事務所名	研修会等 講師派遣回数	申出書処理件数			
		旧制度	新制度	計	
北海道	H17	39	7,552	7,039	14,591
	H18	31	9,077	7,658	16,735
九州	H17	16	14,673	1,501	16,174
	H18	12	15,607	1,546	17,153

2 委託業務

○ 委託費額

(単位:百万円)

年度	農業委員会	農業協同組合	農業会議	農協中央会
平成17年度	1,030	873	223	172
平成18年度	1,005	835	249	170

(1) 農業者年金業務

(単位:件、人)

	平成17年度	平成18年度
申出書処理件数	170,857	196,135
新制度	37,807	37,697
旧制度	133,050	158,438
加入者等数	865,196	826,751
新制度加入者累計	81,713	83,972
旧制度受給権者	675,768	652,352
旧制度待期者	107,715	90,427

(2) 加入推進活動

- ① 農業委員会
- 加入推進活動の内容

(単位:回)

	平成17年度	平成18年度
認定農業者研修会	426	468
戸別訪問	2,493	4,065
その他(巡回相談等)	2,271	2,733

② 農業協同組合

- 加入推進活動の内容

(単位:回)

	平成17年度	平成18年度
認定農業者研修会	387	209
戸別訪問	1,038	1,595
その他(巡回相談等)	1,316	1,436

③ 都道府県農業会議

- 重点市町村の設定状況

(単位:市町村)

平成17年度	平成18年度
270	172

- 農業委員会が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成17年度	平成18年度
開催数	518回	596回
参集人数	26,199人	29,975人
主な内容	業務担当者会議 新任担当者研修会	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)

○ 特別相談活動事業

	平成17年度	平成18年度
電話相談件数	17,421件	17,486件
主な内容	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更
巡回相談会	522回	535回
参集人数	9,224人	8,344人

④ 都道府県農業協同組合中央会

○ 重点農業協同組合の設定状況

(単位:JA)

平成17年度	平成18年度
112	122

○ 農業協同組合が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成17年度	平成18年度
開催数	194回	249回
参集人数	9,687人	11,112人
主な内容	業務担当者会議 新任担当者研修会	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)

○ 特別相談活動事業

	平成17年度	平成18年度
電話相談件数	6,475件	6,790件
主な内容	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更
巡回相談会	308回	273回
参集人数	4,082人	3,798人

⑤ 平成18年度加入推進特別対策の実績(実施地域:47)

○ 新規加入者数 (単位:人)

平成17年度	平成18年度	増加率
127	325	155.9%

○ 具体的な加入推進特別対策の内容

主 な 活 動 内 容

農業委員、JAリーダーなど加入推進員を対象とした研修会

農業委員、JAリーダーなど加入推進員等による戸別訪問

認定農業者、家族経営協定締結者、青色申告者などの研修会での制度説明

リーフレット・パンフレットの作成・配布(研修会、説明会、戸別訪問等で配布。広報紙等へ折込)

第5 短期借入金の限度額
2億円
(想定される理由)
運営費交付金の受入れ
が遅延。

第5 短期借入金の限度額
2億円
(想定される理由)
運営費交付金の受入れ
が遅延。

第5 短期借入金の限度額
実績なし

第6 剰余金の使途
(1) 被保険者に対する情報
提供の充実
(2) 制度の普及・啓発のた
めの広報活動の充実
(3) 電算システムの充実

第6 剰余金の使途
(1) 被保険者に対する情報
提供の充実
(2) 制度の普及・啓発のた
めの広報活動の充実
(3) 電算システムの充実

第6 剰余金の使途
実績なし

第7 その他主務省令で定める
業務運営に関する事項
職員の人事に関する計画
(人員及び人件費の効率化
に関する目標を含む。)
(1) 方針
職員の採用に当たって
は、資金運用体制の充実

第7 その他主務省令で定める
業務運営に関する事項
職員の人事に関する計画
(1) 方針
常勤職員数を1名削減
します。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
職員の人事に関する計画

常勤職員数については、1名削減した。

	<p>等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の94.3%とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,606百万円</p>	<p>(2) 人事に関する指標 年度末の常勤職員数を83人とします。</p> <p>(参考) 人件費総額見込み 782百万円</p>	<p>年度末の常勤職員数を83人とした。</p>
--	--	--	--------------------------